

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの構築・強化を最も重要な経営課題のひとつと位置づけており、すべてのステークホルダーにとってより高い企業価値を実現するため、効率的で、公正、かつ透明性の高い経営を目指すことを企業活動の基本的な考えとしております。
具体的には、意思決定機関である「取締役会」、またその監査機関である「監査役会」を組織し、さらに取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。
また、その事業運営状況については「経営企画部広報グループ」によって内外に積極的にIR活動を行い、ディスクローズに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,352,000	9.48
ゴールドマンサックスインターナショナル	16,213,600	6.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,587,300	5.83
株式会社LIXILリアルティ	10,500,000	3.93
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	9,805,500	3.67
UBS SECURITIES LLC－HFS CUSTOMER SEGREGATED ACCOUNT	9,614,900	3.59
ドイツェバンクアーゲーロンドンビービーノトリティークライアンツ613	7,162,612	2.68
レオパレス21取引先持株会	5,791,900	2.16
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド(プリンシパルオールセクターサポートフォリオ)	5,000,000	1.87
株式会社レオパレス21	4,569,210	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

田矢 徹司	他の会社の出身者											
-------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田矢 徹司	○	株式会社経営共創基盤 取締役マネージングディレクター	取締役会の監視機能強化のためです。 また田矢氏の経歴を通じて培った豊富な知識と経験ならびに経営者としての見識を当社の経営に活かしていただけたと考えたからです。 尚、田矢氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性基準」並びに東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」で規定した独立性基準により、独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人監査は太陽ASG有限責任監査法人に依頼しており、会社法および金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。
監査役と会計監査人は、決算に関わる報告会を四半期ごと(年4回)に開催し、意見交換を行っているほか、適宜必要に応じて会合を開催しております。
内部監査部門は、代表取締役社長の直属部署として、各業務部門から独立した監査部を設置しており、月次で開催される監査会議において、取締役および監査役へ監査結果を報告し、情報の共有を図っております。
なお、内部監査結果については、会計監査人へも報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原 浩一	他の会社の出身者													
中村 正彦	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 浩一	○	――	会社の監視機能強化のためです。 藤原氏のこれまでの豊富な知識と経験を、当社に活かしていただけたと考えたからです。 尚、藤原氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性基準」並びに東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」で規定した独立性基準により、独立性を有しております。
中村 正彦	○	中村正彦税理士事務所	会社の監視機能強化のためです。 中村氏の税理士としての豊富な経験と専門知識を当社に活かしていただけたと考えたからです。 尚、中村氏は、当社が独自に定める「社外役員の独立性基準」並びに東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」で規定した独立性基準により、独立性を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-----------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2009年5月15日の取締役会において、役員報酬制度の改革について決議を行いました。すなわち、経営の成果責任を明確にし、公正で透明性の高い役員報酬制度とすべく業績と連動した賞与制度を導入するとともに、現行方式による退職慰労金制度を廃止し、常勤取締役については、現行支給額の一部を月額報酬に組み入れる一方、残りの支給額を「ストックオプション」として付与する方式に改めることとしました。これらの施策は、2009年6月29日開催の定時株主総会で承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

新株予約権の割当を受けた取締役に対し、払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させる方法によるものです。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬等の内容(直近事業年度の支払額)
取締役8名、監査役3名、社外役員3名、合計14名への支払合計額は284百万円。
(平成25年6月27日をもって退任した取締役1名、監査役1名を含む)
上記内容が記載されている有価証券報告書及び事業報告を、当社ホームページに掲載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、基本報酬、ストックオプション及び賞与の3種類で構成され、以下の方針に基づき決定しております。
基本報酬については、取締役の役位ごとに、その担当部門の性質、業務範囲および業績達成度等を総合的に勘案して決定しております。
ストックオプションについては、株価変動のメリットとデメリットを株主と共有し、会社業績の向上を目的として株式報酬型ストックオプションを導入しております。支給額につきましては、会社業績および株価を勘案し、支給の有無を含め内規に基づいて計算した金額としております。なお、社外取

締役にはストックオプションを支給いたしません。
賞与については、会社業績等の定量的要素、経営基盤の強化等の定性的要素を鑑み、各取締役の貢献度等を総合的に勘案して、支給の有無と支給額を決定しております。なお、社外取締役には賞与を支給いたしません。
監査役の報酬等は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査役が相互に協議して決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、経営企画部が社外取締役の活動に対する支援を行っております。また、重要な経営環境変化に関する報告や個別の案件に関する事前説明を経営企画部長等から随時実施することにより、意思決定の充実に努めております。
社外監査役については、恒常的には補佐する従業員を配属せず、監査役業務の内容如何により、随時当社監査部配属の従業員から任命します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. コーポレートガバナンスの体制
当社は、取締役会を設置し、事業並びに経営環境の変化に機動的に対応して、適切かつ迅速な意思決定により業績向上を図ると同時に、取締役の業務執行の監督機関として監査役会を設置し、経営監視機能の強化に努めております。
取締役会は社外取締役1名を含む8名の取締役で構成され、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時機動的に取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに業務遂行状況をチェックしております。また、経営会議を定期的に行い、業務執行方針およびその実施に関して協議、対策の検討を行っております。
なお、当社グループ全体にわたるガバナンスの徹底を図るべく、当社および関係会社の管理は経営企画本部担当取締役が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催しております。また、各関係会社の所管部署担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行に則ったCSR推進体制、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の確立にあたっております。
コンプライアンス体制につきましては、企業倫理憲章および内部通報制度の制定をはじめ、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置して体制強化を図っております。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、弁護士等の社外専門家を含めた委員で構成され、ガバナンス強化策の一環として教育研修や情報管理体制の充実・強化などコンプライアンスに係る施策を企画立案するとともに、監視体制の強化、問題点の把握と改善に努めております。コンプライアンスに係る施策を各事業部の業務執行現場で積極的に実行する体制として、各事業部および各部署はコンプライアンス担当者を選任し、その役務にあたっております。
リスク管理体制につきましては、全社的なリスクを統括的に把握・管理するため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置して全社的なリスク管理を行っております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長とし、弁護士等の社外専門家を含めた委員で構成され、リスク管理状況の確認を行うとともに、研修等を企画実行し、リスクの低減および未然防止に努めております。各部門は担当する業務に関し、リスクを抽出・分析し、リスク対策を立てて管理し、これをリスク管理委員会に報告します。リスク管理委員会では、各部門のリスク管理について、適正な管理となるよう協議・指導を行っております。
当社の内部統制システムの基本方針は、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることにあります。具体的には、「企業倫理憲章」を社内の基礎基盤として、監査役会・コンプライアンス委員会・総務法務部・監査部が関係諸法令に準拠しているかを監督する体制となっております。また、監査会議を設置し、適正な財務諸表の作成とともに法規の遵守を図り、会社の資産を保全し、事業活動を効率的に遂行することを目指しております。さらに、リスク管理委員会を設置し、当社グループ内における全ての経営リスクに対する調査やその案件の必要性・相当性を事前にチェックしていく体制を構築しております。他には、内部通報窓口を設け、その他の諸問題点の把握と改善に努め、更なる内部統制体制の充実・強化に努めております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況
内部監査につきましては、代表取締役社長に直属する部署として内部統制機能と内部監査機能を統括した監査部を設置して関係会社を含め監査を実施するとともに、健全な内部統制を維持するために監査会議を設置し、経営活動のモニタリングやリスクマネジメントを行い、ガバナンス強化を実施しております。監査の結果については、月次で開催される監査会議において取締役及び監査役へ報告するほか、会計監査人へも報告することにより情報の共有を図っております。
監査役監査につきましては、4名(常勤監査役2名及び非常勤監査役2名)で構成される監査役会での監査計画に基づき、重要な意思決定のプロセスや取締役業務の執行状況を把握するため取締役会等の重要会議に出席するとともに、業務状況調査や代表取締役社長との定期的な意見交換等を通して監査の実効性をあげる体制をとっております。なお、監査役の中村正彦氏は、税理士としての豊富な経験を有しており、税務等の専門知識に基づいた監査機能の強化を図っております。また、監査役と会計監査人は、決算に関わる報告会を四半期ごとに開催して意見交換を行っているほか、適宜必要に応じて会合を開催しております。
上記のとおり、監査部、監査役及び会計監査人は相互に緊密な連携を保ちながら、効率的な内部監査並びに監査役監査を達成するよう努めております。

3. 社外取締役及び社外監査役
当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。
社外取締役の田矢徹司氏は当社株式を保有しておりますが、この他には田矢氏並びに同氏が取締役を務める株式会社経営共創基盤と当社は、人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役の藤原浩一氏、中村正彦氏並びに同氏が代表を務める中村正彦税理士事務所と当社は、人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社は、社外監査役の両氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届出を行っております。
当社は、社外取締役及び社外監査役の選任により、取締役会の意思決定及び業務執行の適法性を監督する機能を強化して経営の透明性・公正性の確保を図るとともに、その経歴を通じて培った豊富な知識・経験並びに経営者としての見識に基づく客観的な立場からの提言及び監督機能を強化する役割を期待しております。
社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関しては、人的・資本的関係又は取引関係その他の利害関係のないこと並びに一般株主と利益相反が生じる恐れのないことを方針としております。
上記のとおり、当社は高い独立性および専門的な知見を持った社外取締役及び社外監査役を選任している状況にあるため、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

意思決定に対する監視機能の強化、コンプライアンス体制の確立、内部統制システムの充実・強化およびステークホルダーとの良好な関係の構築等を実現するため、以上の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用による行使環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用による行使環境を整えています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文版招集通知(要約版)を作成しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ「投資家情報」にて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	日本証券新聞社や日本証券アナリスト協会、証券会社主催の個人投資家説明会に参加しています。その他IRフェアにも出展し、個人IR活動も積極的に行っています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、決算発表後及び第2四半期決算発表の翌営業日に本社にて、決算説明会を開催しています。また、その資料・動画はIRサイトで公開しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長、取締役専務執行役員、IR担当責任者が北米・アジア・欧州への投資家訪問を必要に応じて実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社IRサイトのURLは「http://www.leopalace21.co.jp/ir/」です。掲載資料は月次データ、適時開示資料、決算短信、決算説明会資料、アニュアルレポート、中期経営計画資料、IR活動レポート(主に個人投資家向け)などがあります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:経営企画部広報グループ IR担当役員:取締役専務執行役員経営企画本部長 関谷謙 IR担当責任者:執行役員経営企画部広報グループ部長 宮尾文也	
その他	主要指標(入居率・受注高等)を月次で国内外機関投資家・個人投資家向けにメール配信をしています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理憲章において、顧客、取引先、株主、投資家、従業員等、全てのステークホルダーとの関係について規定しており、ホームページにて開示しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ではCSR活動に関する基本方針として1.「良質なサービスと豊かな暮らしの提供」、2.「地域社会への貢献」、3.「快適な職場環境の構築と多様な人材育成」、4.「地球環境にやさしい社会の実現」、5.「ステークホルダーとの健全で積極的なコミュニケーション」、の5つを掲げ、これに基づきCSR活動を続けております。 具体的には、顧客のニーズを捉え、ライフスタイルに合わせた住環境を提案・提供するほか、「お部屋カスタマイズ」サービスやセキュリティシステム等に代表される賃貸集合住宅の多様性と価値観の向上に努めております。 また、全国にある物件を対象に節電、節水等の取組を行なうと共に、環境保全の一環として太陽光発電パネルの設置を進めております。 職場環境構築と人材育成については、ワークライフバランスを重視しており、その理解浸透と実践に努めているほか、女性キャリアの登用やグローバルな人材の登用を始めとするダイバーシティに基づくマネジメントを実践しております。 ステークホルダーとのコミュニケーションについては、顧客に対しきめ細かなフォロー体制を構築しております。また定期的なイベント・セミナーの実施、IRの充実を図り、当社の業績や事業等に関する情報を積極的に共有し、対話の機会をもうけております。また、その事業年度における取組を、事業活動を通じてわかりやすく報告することを目的として『アニュアルレポート』を毎年1回発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理憲章において、「お客様や株主、投資家等の全てのステークホルダーと適切で調和の取れた関係を保ち、経営情報の公正かつ適時適切な開示に努め、透明で健全な経営に徹する」ことを定めています。その上で、ディスクロージャーポリシーを定め、経営企画部広報グループを設置し、全てのステークホルダーに対して速やかに情報提供を行っています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、企業理念である「新しい価値の創造」に基づいた事業展開の実現に際して、そのプロセスの中に「企業倫理憲章」を制定し、代表取締役社長がその精神を取締役およびグループ会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

(2)当社は、企業倫理憲章および内部通報制度の制定をはじめ、コンプライアンス委員会の設置によりコンプライアンス体制を確保する。コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長を委員長とし、弁護士等の社外専門家を含めた委員で構成する。コンプライアンス委員会は、ガバナンス強化策の一環として、教育研修や情報管理体制の充実強化等、コンプライアンスに係る施策を企画立案するとともに、コンプライアンス規程による監視体制を強化し、問題点の把握と改善に努める。

(3)取締役会は、独立した社外取締役を招聘して構成し、取締役会の意思決定および業務執行の適法性を監督する機能を強化して、経営の透明性・公正性を確保する。

(4)代表取締役社長に直属する部署として内部統制機能と内部監査機能を統括した監査部を設置し、業務監査実施項目および実施方法を検討し、必要があれば監査部における監査方法の改定を行う。さらに、健全な内部統制を維持するために、監査会議を設置し、経営活動のモニタリングやリスクマネジメントを行い、ガバナンス強化を実施するとともに、適正な財務諸表の作成と法規の遵守を図り、会社の資産を保全し、事業活動を効率的に遂行する。

(5)総務法務部は、社内における牽制機能を果たすとともに、コンプライアンス違反を発見した場合には、直ちに総務法務部に報告するよう指導する。また、当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等をコンプライアンス規程の内部通報者保護条文に規定する。

(6)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築するために、コンプライアンス規程、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備を継続的に図る。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、その総括責任者に管理本部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、文書取扱規程および情報管理規程に基づいて、当該情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し整理、保存する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、全社的なリスクを統括的に把握・管理するため、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、委員長を代表取締役社長とし、弁護士等の社外専門家を含めた委員で構成する。

(2)リスク管理委員会は、リスク管理規程および同規程に関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備、運用状況の確認を行うとともに、使用人に対する研修等を企画する。経営企画本部担当取締役がリスク管理に関する状況を四半期毎に取締役会に報告する。

(3)監査部は、各部門の業務執行状況を監査し、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役社長および担当部署に報告する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長は、経営企画本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会および経営会議において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(2)経営企画本部担当取締役は、重要事項の決定に際する事前検討の実施、経営課題に対する横断的検討を行う各種委員会を統括し、課題を抽出し定期的に取締役会および経営会議へ報告する。

5.当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)関係会社管理規程に基づき、当社および関係会社の管理は経営企画本部担当取締役が統括する。経営企画本部担当取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。

(2)関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、所管部署担当取締役が統括管理する。所管部署担当取締役は、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会および経営会議において報告する。

(3)監査部は、定期または臨時に関係会社を監査し、代表取締役社長および監査会議に報告する。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査部員から監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役会からの独立性を確保する。

7.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項および不正行為やその他必要な重要事項を、法令および監査役会規程並びに監査役監査基準等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(2)監査役は、重要な意思決定のプロセスや取締役業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧することができる。監査役はまた、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、各部署とも定期的なヒアリングと往査を行うことにより監視および検証を行うこととする。

(3)監査役はまた、監査役会規程および監査役監査基準に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は監査部および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

8.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規程する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指揮の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

(1)当社は、企業倫理憲章に「反社会的勢力との関係の排除」を明記するとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(2)当社は、反社会的勢力の排除の細則を定め、各事業所・営業所等に不当要求防止責任者を選任して反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築するとともに、総務法務部を対応統括部署として、事案によりコンプライアンス委員会、リスク管理委員会をはじめとした関係部門および外部専門機関と協議し対応する体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項